

平成18年 第4回(定例)由布市議会会議録(第6日)

平成18年12月22日(金曜日)

議事日程(第6号)

平成18年12月22日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第142号由布市農業交流センター条例の制定についての撤回の件
- 日程第2 請願について
- 日程第3 認定第19号 平成17年度由布市一般会計並びに特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 議案第143号 由布市挾間高齢者等就業支援センター条例の制定について
- 日程第5 議案第144号 由布市陣屋の村歴史民俗資料館条例の制定について
- 日程第6 議案第145号 由布市職員定数条例の一部改正について
- 日程第7 議案第146号 由布市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第147号 由布市陣屋の村自然活用施設条例の一部改正について
- 日程第9 議案第148号 市道路線の認定について
- 日程第10 議案第149号 大分県後期高齢者医療広域連合の設置について
- 日程第11 議案第150号 二級河川(津房川)の指定の変更について
- 日程第12 議案第151号 平成18年度由布市一般会計補正予算(第5号)について
- 日程第13 議案第152号 平成18年度由布市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第14 議案第153号 平成18年度由布市老人保健特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第15 議案第154号 平成18年度由布市介護保険特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第16 議案第155号 平成18年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第17 議案第156号 平成18年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第18 議案第157号 平成18年度由布市公共用地先行取得事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第19 議案第126号 由布市営土地改良事業に要する経費の賦課徴収に関する条例の一部改正について

追加日程

- 日程第 1 発議第 7 号 「最低保障年金制度」の創設を求める意見書
- 日程第 2 発議第 8 号 医療制度の改正を求める意見書
- 日程第 3 発議第 9 号 障害者自立支援法の見直しを求める意見書
- 日程第 4 発議第 10 号 就学前までの乳幼児医療助成制度に関する意見書
- 日程第 5 閉会中の継続審査・調査申出書

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 142 号 由布市農業交流センター条例の制定についての撤回の件
- 日程第 2 請願について
- 日程第 3 認定第 19 号 平成 17 年度由布市一般会計並びに特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 議案第 143 号 由布市挾間高齢者等就業支援センター条例の制定について
- 日程第 5 議案第 144 号 由布市陣屋の村歴史民俗資料館条例の制定について
- 日程第 6 議案第 145 号 由布市職員定数条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 146 号 由布市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 147 号 由布市陣屋の村自然活用施設条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 148 号 市道路線の認定について
- 日程第 10 議案第 149 号 大分県後期高齢者医療広域連合の設置について
- 日程第 11 議案第 150 号 二級河川（津房川）の指定の変更について
- 日程第 12 議案第 151 号 平成 18 年度由布市一般会計補正予算（第 5 号）について
- 日程第 13 議案第 152 号 平成 18 年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 14 議案第 153 号 平成 18 年度由布市老人保健特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 15 議案第 154 号 平成 18 年度由布市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 16 議案第 155 号 平成 18 年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 17 議案第 156 号 平成 18 年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 18 議案第 157 号 平成 18 年度由布市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 19 議案第 126 号 由布市営土地改良事業に要する経費の賦課徴収に関する条例の一部改正について

追加日程

- 日程第1 発議第7号 「最低保障年金制度」の創設を求める意見書
日程第2 発議第8号 医療制度の改正を求める意見書
日程第3 発議第9号 障害者自立支援法の見直しを求める意見書
日程第4 発議第10号 就学前までの乳幼児医療助成制度に関する意見書
日程第5 閉会中の継続審査・調査申出書

出席議員（25名）

- | | |
|------------|------------|
| 1番 小林華弥子君 | 2番 高橋 義孝君 |
| 3番 立川 剛志君 | 4番 新井 一徳君 |
| 5番 佐藤 郁夫君 | 6番 佐藤 友信君 |
| 7番 溝口 泰章君 | 8番 西郡 均君 |
| 9番 淵野けさ子君 | 10番 太田 正美君 |
| 11番 二宮 英俊君 | 13番 佐藤 正君 |
| 14番 江藤 明彦君 | 15番 佐藤 人巳君 |
| 16番 田中真理子君 | 17番 利光 直人君 |
| 18番 小野二三人君 | 19番 吉村 幸治君 |
| 20番 工藤 安雄君 | 21番 丹生 文雄君 |
| 22番 三重野精二君 | 23番 生野 征平君 |
| 24番 山村 博司君 | 25番 久保 博義君 |
| 26番 後藤 憲次君 | |

欠席議員（1名）

- 12番 藤柴 厚才君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

- | | |
|-----------|-----------|
| 局長 衛藤 重徳君 | 書記 衛藤 哲雄君 |
| 書記 吉野 貴俊君 | |

説明のため出席した者の職氏名

市長	首藤 奉文君	助役	森光 秀行君
教育長	二宮 政人君	総務部長	二ノ宮健治君
総務課長	秋吉 洋一君	総合政策課長	野上 安一君
行財政改革室長	相馬 尊重君	財政課長	米野 啓治君
産業建設部長	篠田 安則君	契約管理課長	長谷川澄男君
農政課長	平野 直人君	建設課長	荻 孝良君
水道課長	目野 直文君	健康福祉事務所長	今井 干城君
福祉対策課長	立川 照夫君		
健康増進課長兼健康温泉館長			大久保富隆君
保険課長	佐藤 純史君	環境商工観光部長	小野 明生君
環境課長	麻生 哲雄君	商工観光課長	吉野 宗男君
挟間振興局長	後藤 巧君	庄内振興局長	大久保眞一君
湯布院振興局長	佐藤 純一君	教育次長	後藤 哲三君
学校教育課長	太田 光一君	生涯学習課長	甲斐 裕一君
体育振興課長	佐藤 省一君	中央公民館長	佐藤 和利君
消防長	二宮 幸人君		

午前10時00分開議

議長（後藤 憲次君） 皆さん、おはようございます。今期定例会も本日が最終日となりました。議員各位には連日の御審議並びに現地調査等でお疲れのことと存じますが、本日もよろしく願いたいします。

ただいまの出席議員数は25人です。12番、藤柴厚才君が病気入院のために欠席届が出ております。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

執行部より市長、助役、教育長、各部課長の出席を求めています。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第6号により行います。

・

議長（後藤 憲次君） まず、日程第1、議案第142号由布市農業交流センター条例の制定についての撤回の件を議題とします。

市長より議案第142号の撤回理由の説明を求めます。市長。

市長（首藤 奉文君） 皆さん、おはようございます。連日の審査大変ありがとうございます。お疲れでございます。

それでは、議案第142号由布市農業交流センター条例の制定についての取り下げについて御説明を申し上げます。

川の駅の施設は、今後指定管理者制度によって管理を行うことが望ましいのではないかと判断をいたしまして、議案第142号由布市農業交流センター条例の提案を行ったところでございます。しかしながら、事実関係を整理いたしましたところ、この施設は普通財産として取り扱われておりまして、その有効活用及び地域農業の振興の観点から正規の手続を経て、由布市内の農業関係の団体に貸し付けが行われておりました。このため契約途中での指定管理者制度の導入は困難でございますので、議案第142号由布市農業交流センター条例議案の取り下げをお願いするものでございます。

今回、議案の取り下げという事態になりまして、議会の皆様方に大変な御迷惑をおかけしたことを深くおわびを申し上げます。どうかよろしくお願い申し上げます。

議長（後藤 憲次君） 市長の撤回理由の説明が終わりました。

お諮りします。ただいまの議題となっております議案第142号由布市農業交流センター条例の制定についての撤回の件については、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 異議なしと認めます。よって、議案第142号由布市農業交流センター条例の制定についての撤回については、これを承認することに決定をいたしました。

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第2、請願についてを議題とします。

本定例会について付託いたしました請願14件について、各常任委員長に審査の経過と結果について報告を求めます。

まず、文教厚生常任委員長、溝口泰章君。

文教厚生常任委員長（溝口 泰章君） おはようございます。文教厚生常任委員会委員長溝口でございます。

本委員会に付託の請願10件を、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第136条第1項の規定により報告いたします。

審査の日時は、12月19、20の両日、出席者は当委員会委員全員でございます。

まず最初に、請願受理番号24、件名、平成19年度に予想される石城小学校の複式学級解消を求める請願についてでございます。

委員会の意見として、複式学級解消に対し、過去6年間、教員の加配が行われてきたが、来年度には4・5年生14名の複式化が見込まれます。その解消に向けた地元の思いは理解するところです。市財政の許す範囲内で対応を求め、採択と決しました。

次いで、請願番号25、件名、平成19年度石城西部小学校由布市単独負担教員の加配を求める請願についてでございます。

委員会の意見として、市内小学校の中で来年度には最小規模の6名となる見込みの石城西部小学校は、校区の市民が「いずれは閉校もやむなし」という苦渋の見通しを持つに至ったということです。しかし、130年に及ぶ歴史をしっかりと締めくりたいということで、教員の加配による措置をしていただき、ばたばたと過ごして締めくりを迎えることのないよう教育環境の充実を願っております。この切なる願いに、市は最大限の取り組みをすべきと考え、本請願は採択と決しました。

続きまして、受理番号26、件名、「最低保障年金制度」の実現を求める国への意見書の提出をお願いする請願についてです。

委員会の意見として、最低保障年金制度をつくり、年金制度の空洞化を回避する必要は認めます。よって、本請願は採択と決します。しかし、それには生活保護法との整合性を持った制度の樹立が前提となるとともに、公的年金控除・高齢者控除をもとに戻し、庶民増税と消費税増税を行わずに、大企業、大金持ちと言ってますけれども、富裕層ですが、富裕層に応分の負担を求めることだけで最低保障年金制度の財源が担保できることにはならないと考えます。よって、最低保障年金の制度化を求めることのみ国に意見書を提出します。

次いで、受理番号27、件名、医療制度改革に関する国への意見書の提出をお願いする請願でございます。

委員会の意見として、医療制度のよりよい改正は、すべての国民の望むところです。この観点から意見書の提出を求める本請願は採択と決します。しかし、さきの通常国会で成立した医療制度改革関連法は施行直後であり、施行に伴う実績は現段階では明らかにはなっておりません。医師派遣体制の構築に伴う医師の確保、また介護提供体制の見直しに伴う看護職員確保対策を推進する現制度のもとでの支障が明確に立ちあらわれていないことから、意見書には「医療制度の改正を通じ、十分な効果を得られるリハビリ治療、高齢者の治療及び負担の軽減を行い、高齢者の医療制度を見直し、よりよい改正としていくこと」を求める方向が望ましいと考えます。

また、この意見書案では、誤字あるいはワープロの変換ミス、削除のミス、それを訂正しないまま提出されており、紹介議員のかかわり方に疑問を感じます。しっかりした取り組みの姿勢が望まれます。

続きまして、請願28号、件名、障害者自立支援法の見直しを求める国への意見書の提出をお願いする請願書ですが、当委員会の意見として、障害者自立支援法による深刻な状況は認識しております。その見直しの必要も認めるところです。よって、本請願は採択と決します。

ただし、請願27号同様、意見書案には漢字の「障害者」と、障害の「がい」の部分が平仮名

になるという文言の不適切な表記には、誠に慎まねばならない点がございませう。これも、紹介議員は請願の内容とともに、その書式を十分確認して提出することを議長から強く注意していただくよう申し添えます。

続きまして、請願29号、件名、国と県への就学前までの乳幼児医療費助成を求める請願についてです。

委員会の意見として、既に由布市では高いレベルの乳幼児医療費助成が行われております。国に対する意見書の提出によって、乳幼児医療費助成を通じて「少子化対策」、「子育て支援」の必要を認め、本請願は採択と決します。

ただし、「制度創設までの期間、国保における助成制度実施にかかる国庫負担金の減額措置を廃止すること」に関しては、やむを得ぬ減額措置と判断し、ここの部分の文言を削除いたします。

続きまして、請願受理番号30、件名、国保及び介護保険の保険料・利用料減免制度の創設と拡充を求める請願についてです。

本委員会の意見として、国保・介護保険の保険料が低所得者層の過重な負担とならないよう制度を整備していく必要を認め、この点で本請願に賛同します。しかし、国保税の減免と介護保険料の減免は既に由布市で条例化し、また国保税利用料の減免制度は、由布市では現在検討中です。ただ、介護保険利用料の減免は、自治体独自の措置を行うことによる後年度の混乱を避けることが必要と考えております。したがって、低所得者層の負担軽減を主眼とした中で、介護保険利用料の減免を除いた部分に関して減免制度の拡充整備を求める請願として一部採択とします。

続きまして、受理番号31、件名、「一般高齢者及び特定高齢者に対する福祉サービスの提供事業所等」に関する請願についてでございます。

当委員会の意見として、本来、介護保険制度は被保険者の必要な介護給付を行うものであり、被保険者の選択に基づき、サービスが多様な事業者・施設から総合的・効率的に提供されるべきと規定されております。この請願の「社会福祉協議会は介護保険事業から早期撤退し、特定高齢者福祉サービス事業のみに専念する」という要旨では、この規定を議決によって歪曲することになりかねない危惧が発生することになります。社会福祉協議会を含む介護給付事業者は、互いに尊重し合い、協議を重ねて介護保険事業の趣旨の徹底を図ることが第一義であり、事業者間の自由競争も保障されなければなりません。それゆえ介護保険の制度に関し、議会が拙速に介入することは避けるべきと考えます。よって、委員会として、由布市における介護保険事業の現状の精査を行うことの必要を認め、本請願を継続審査とします。

また、このような請願の背景には、社協の会長に市長が就任していることが無言の圧力を生んだからだという意見も出ております。専門知識を持つ公正な人物との交代が喫緊の課題だと考えます。

続きまして、請願32号、件名、市職教諭の配置をお願いする請願についてでございます。

委員会の意見として、川西小学校の来年度は14名の複式学級が2クラスとなる見込みです。このクラス内でわたり授業で、最高人数の14名に授業を行うことで教育効果低減のおそれもあります。教員加配での不安解消の必要を認め、本請願は採択と決しました。

最後に、受理番号33、複式学級への市職教諭の配置のお願いについてでございます。

本委員会の意見として、湯平小学校は、平成15年度より教員の加配を受け、複式学級による弊害の解消が図られてきました。今回、1,327名の署名とともに、19年度以降の継続を願っています。過疎地域の教育環境を整備することで、若い親世代の定着を図り、過疎化対策に取り組むことは重要なことと判断します。審議の結果、本請願は採択と決しました。

なお、請願24、25、32、33に見られるよう複式学級解消、教員の加配に関する請願が多くなっております。少子化傾向が続いていく中、今後は学校統廃合に向けた議論を行政と地域の間で率直、真摯に取り組む必要を認めます。相互理解に基づく今後の方向づけを行っていくよう委員会の意見を付しておきます。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 次に、建設水道常任委員長、佐藤正君。

建設水道常任委員長（佐藤 正君） 建設水道常任委員会でございます。本委員会に付託の請願3件を審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第136条第1項の規定により報告をいたします。

まず、審査状況でございますが、日程が、平成18年12月18日、19日の2日間、審査は藤柴議員が病欠のため、以上の議員でございます。

現地調査でございますが、1に市道向原中村茅場線の一部改良工事に関する請願書、2に市道蛇口時松線および市道時松中央線の改修工事に関する請願書、3番目としまして、国道210号線、県道大分挾間線の早期改良整備に関する請願書、以上3件について現地調査を行い、確認をいたしました。

委員会は、第3委員会室でございます。担当課は建設課でございます。

受理番号21、受理年月日平成18年10月20日、件名、国道210号線、県道大分挾間線の早期改良整備に関する請願書。

委員会の意見といたしまして、国道210号線及び県道大分挾間線については、いずれも県の管理であり、地元からの要望の趣旨を県に進達することとして採択といたします。審査の結果は採択でございます。

受理番号22、受理年月日平成18年10月20日、件名、市道向原中村茅場線の一部改良工事に関する請願書。

請願者、挾間地区振興促進事業協議会会長ほか、各役員立会いのもと現地調査を行い、詳細な説明を受けました。この道路は、市道向原中村茅場線、サニーヒルゴルフクラブ管理棟上部に位置し、数カ所に不自然な急勾配があり、特に茅場地区にはコンクリートの製造工場、石材加工会社、農産物生産会社等々大型車の往来が多く、通行に支障を来しているのが、状況が見受けられます。地域住民の安全性を考慮し、早急な対処方の必要性が認められますので採択といたします。審査の結果は採択でございます。

次に、受理番号23、受理年月日平成18年10月20日、件名、市道蛇口時松線および市道時松中央線の改修工事に関する請願書。

請願者、挾間地区振興促進事業協議会会長ほか、各役員立会いのもと現地調査を行う中で、この道路は整備等がほとんど行われておらず、破損箇所が数多く見受けられました。地区住民の方々は、道路整備が長年の懸案であり、小中学生の通学路として、また緊急車両の通行や生活道路としても大変支障を来しているのが現状であります。こうした状況下の中で、奥地、山間部の道路改修が急務であると思われまますので、審議の結果、採択といたします。審査の結果、採択でございます。

以上で報告を終わります。

議長（後藤 憲次君） 次に、観光経済常任委員長、西郡均君。

観光経済常任委員長（西郡 均君） 観光経済常任委員会の審査の結果を報告いたします。

12月18日、20日の両日、委員全員出席のもと、第1委員会室で審査を行いました。本委員会は、付託された請願34号中山間地域等直接支払交付金過払いに関する請願書について検討いたしました。

さきの9月定例会において、一般会計補正予算で返還金の予算執行の凍結を求めていました。その財源を全額関係農家の返還金にしていることから、「県への返還の前に農振地域の突合ミスの金額を明示すること」を凍結解除の条件にしていました。今回、請願者佐藤嘉勝氏によると、11月8日の関係集落との話し合いで傾斜度の確認、農振地域の突合ミスの陳謝はしたが、農政課は全額返還を求めてきたことから、ほとんどの参加者が納得いかないとの気持ちでこの請願に至ったのを説明を聞きました。委員会としては、全額を公民館建設の費用に使った集落もあることなどから、「集落で共同に使った部分については返還を免除し、個人に支払った部分についてのみ請求する」ことで関係農家の合意が得られるのではないかと考え、当委員会としてはこの請願を採択することに決定いたしました。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 以上で、各委員長の報告が終わりました。

これより審議に入ります。まず、請願受理番号21、国道210号線、県道大分挾間線の早期

改良整備に関する請願書を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより請願受理番号 2 1 号を採決します。この請願に対する委員長報告は採択です。この請願は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、請願受理番号 2 1、国道 2 1 0 号線、県道大分挾間線の早期改良整備に関する請願書については、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、請願受理番号 2 2、市道向原中村茅場線の一部改良工事に関する請願書を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより請願受理番号 2 2 号を採決します。この請願に対する委員長報告は採択です。この請願は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、請願受理番号 2 2、市道向原中村茅場線の一部改良工事に関する請願書については、委員長報告のとおり採択することに決定をいたしました。

次に、請願受理番号 2 3、市道蛇口時松線および市道時松中央線の改修工事に関する請願書を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより請願受理番号 2 3 号を採決します。この請願に対する委員長報告は採択です。この請願は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、請願受理番号 2 3、市道蛇口時松線および市道時松中央線の改修工事に関する請願書については、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、請願受理番号 2 4、平成 1 9 年度に予想される石城小学校の複式学級解消を求める請願を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより請願受理番号24号を採決します。この請願に対する委員長報告は採択です。この請願は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、請願受理番号24、平成19年度に予想される石城小学校の複式学級解消を求める請願については、委員長報告のとおり採択することに決定をいたしました。

次に、請願受理番号25、平成19年度石城西部小学校由布市単独負担教員の加配を求める請願を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより請願受理番号25号を採決します。この請願に対する委員長報告は採択です。この請願は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、請願受理番号25、平成19年度石城西部小学校由布市単独負担教員の加配を求める請願については、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、請願受理番号26、「最低保障年金制度」の実現を求める国への意見書の提出をお願いする請願書を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより請願受理番号26号を採決します。この請願に対する委員長報告は採択です。この請願は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、請願受理番号26、「最低保障年金制度」の実現を求める国への意見書の提出をお願いする請願書については、委員長報告のとおり採択することに決定をいたしました。

次に、請願受理番号27、医療制度改革に関する国への意見書の提出をお願いする請願書を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより請願受理番号27号を採決します。この請願に対する委員長報告は採

択です。この請願は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立23名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、請願受理番号27、医療制度改革に関する国への意見書の提出をお願いする請願書については、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、請願受理番号28、障害者自立支援法の見直しを求める国への意見書の提出をお願いする請願書を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより請願受理番号28号を採決します。この請願に対する委員長報告は採択です。この請願は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立23名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、請願受理番号28、障害者自立支援法の見直しを求める国への意見書の提出をお願いする請願書については、委員長報告のとおり採択することに決定をいたしました。

次に、請願受理番号29、国と県への就学前までの乳幼児医療費助成を求める請願書を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより請願受理番号29号を採決します。この請願に対する委員長報告は採択です。この請願は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、請願受理番号29、国と県への就学前までの乳幼児医療費助成を求める請願書については、委員長報告のとおり採択することに決定をいたしました。

次に、請願受理番号30、国保及び介護保険の保険料・利用料減免制度の創設と拡充を求める請願書を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより請願受理番号30号を採決します。この請願に対する委員長報告は一部採択です。この請願は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、請願受理番号30、国保・介護保険の保険料・利用料減免制度の創設と拡充を求める請願書については、委員長報告のとおり一部採択することに決定をいたしました。

次に、請願受理番号31、「一般高齢者及び特定高齢者に対する福祉サービスの提供事業所等」に関する請願を議題といたします。この請願に対する委員長報告は継続審査です。この請願は委員長報告のとおり継続審査をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 異議なしと認めます。よって、請願受理番号31、「一般高齢者及び特定高齢者に対する福祉サービスの提供事業所等」に関する請願は、継続審査とすることに決定をいたしました。

次に、請願受理番号32、市職教諭の配置をお願いする請願書を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより請願受理番号32号を採決します。この請願に対する委員長報告は採択です。この請願は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、請願受理番号32、市職教諭の配置をお願いする請願書については、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、請願受理番号33、複式学級への市職教諭の配置のお願いを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより請願受理番号33号を採決します。この請願に対する委員長報告は採択です。この請願は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、請願受理番号33、複式学級への市職教諭の配置のお願いについては、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、請願受理番号34、中山間地域等直接支払交付金過払いに関する請願書を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。どうぞ。吉村幸治君。

議員（19番 吉村 幸治君） 委員長の報告では、これ採択ということなんですが、私自身もこの請願書の内容、またそれを出された方々の心情はまことに理解するところあるんですけど

も、この中に書かれておること、ちょっと二、三点確認したいんですが、一般会計の補正予算の中で800万円少々のこの返還金が生じたわけですが、市としてはまだ凍結というふうな、委員会としては凍結というふうな意見を出して、前回その予算を承認したということですが、もう、市としてはこれをもう既に払っておるんじゃないかということ、これを1点確認したいということ。

この予算のときの質疑の中で、この支払い方法についてはどうするのかというふうな私の質問に対して、農家の方から返済計画を立てて返還をしてもらうという答弁をいただいております。その辺の返還計画を担当委員会として担当課から説明を受けたのかどうかということ。これ2点目。

それから、この交付金は個人に対して、私は農家の担当者個人に支払われるものであって、それがプールして公民館建設に充てたとか、こういう事例での交付金の使われ方が許されるのかどうか。これをまず3点目として結果をお願いしたいと思います。

それから、これに対しての行政職の担当課の方々のミスということを指摘をしておるわけですが、それに対する懲罰というか、そういうことに対してまでの委員会では話を言及しなかったのかどうかということ。これ4点目ですね。

それから、採択した理由に全額は払わんでもいいんだと。幾らか市が持ってやれという意味を含んでおるのかどうか。

この5点をお願いしたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 委員長、西郡均君。

観光経済常任委員長（西郡 均君） 議会の議決の直後に返還期限が迫っていたこともあって、何とか返還させてほしいという願いをされました。しかし、委員長としては、委員会でそういう、2番目に質問された具体的な返還計画は明らかにしなければ、それはそういうことはできないということを言ったんですけども、委員長を除く全員が、それは、当局のそういう苦労はよくわかると、ぜひ認めてやろうじゃないかということで、反対者1人以外は皆賛成して、とにかくそれを認めたということです。

2点目の、農家からどういうふうに返還を求めるかということ、具体策については、その後当局からも何の返答もないし、この場でもまだそのままになってるという意味でここに報告を申し上げたとおりです。

3点目の、公民館等に建設云々ということは、性格上個人に支払われるものでありますけども、半額以上、公益的なものに皆さんで使いなさいという、内規っていうんですか、そういう決まりがあって、ほとんどの集落がそういうふうに使ってます。半分以上そういうのに。ちなみに、我が朴木というところでは水路工事をやっております。

4点目の、「懲罰」と呼ぶ者あり）懲罰ね、懲罰については検討しておりません。誠意を持ってやってもらえるものというふうに思いますし、同時にミスに対してはやっぱり厳しい態度で臨んでるんじゃないかと思うんですけど、そこ辺は委員会としては言及してません。

5点目の、（発言する者あり）それ、それはもう書いてるとおりです。公益的なものに部落全体で使ったものについては、集落全体で使ったものについては、もう返還は免除すべきじゃないかと。そして、当然個人に支払われた分については、それは市側のミスでありますけれども、皆さんに間違っ払いましたと。何とか返していただけないでしょうかということで返還を求めるといふことに委員会としては結論づけました。当局もそういう線に沿って、早急に検討されて、そしてこういうふうにしますということをごひ出してほしいと思います。委員会でそういうふうにし合っしたにもかかわらず、全額返還を彼らに求めたということは、ちょっと私自身もショックです。

以上。

議長（後藤 憲次君） ほかに。吉村幸治君。

議員（19番 吉村 幸治君） 凍結したにもかかわらず、もう既に国へは返還をしたということ、今確認できたんですが、その次に、この個人に支払われた交付金が一部は公共的なものに使ってもいいという、そういうことであるということなんですが、ここ見ると全額をって書いとるんですね。全額ということになると、これはちょっと交付金の使いようとして私は不適切じゃないかなということを感じますので、それをもう一回委員長にお願いしたいのと、それから、これはあくまでも返還するお金というのは、これはやっぱ市税なんですね。市民からいただいたお金をこれに充てるという、一部そうした不適切な支払いのもとでそのカバーを、全市民でこれをカバーしてあげると、市税を使うということですから、その辺に対するやっぱり市民への理解、御理解いただくという部分まで委員会で慎重なる審議をしたのかということですね。

その2点をもう一回ちょっとお願いします。

議長（後藤 憲次君） 委員長、西郡均君。

観光経済常任委員長（西郡 均君） これに対する各自治体の対応が両極端に分かれてます。竹田市は全額市の方が、市側のミスを認めて返還すると。豊後大野ですか、あそこは、それはこっちに置いといて、緒方町の住民に全額返還を求めるといふことで、豊後大野の場合も新聞報道されてましたけども、同様の趣旨のものが議会に出されたみたいです。そういう点でいえば、委員会としてもそこ辺を真剣に話し合っ、やっぱり市側のミスはミスとして、やっぱりきちっとそこ辺は一定程度示すべきではないかと。

同時に、幾らミスとはいえ、本当農家には全く責任がないんですよ。傾斜度云々とか農振地域をチェックする何ちゅうあれは、農家側には全くそれは能力もなければ、そういう条件も何もな

いで、それはあるとしても、職員のそういう懲罰の問題は別にして、あるとしてもやっぱり農家にはその分余計に払っているわけですからそれは求めると。今ひとつの、公に使う部分の部分ですね、それはいろんなところが、各自治体はいろんな工夫して、その実態がみんなですうにはどうしたらいいかということで、かなりそれなりの集落はいろいろやってるわけですね。それはそれで私は個人に、公に使ったにもかかわらず、個人にその請求が行くなんちゅうことはあらねのじゃないかということで、委員全員もその考えでは共通してました。だから、委員さんの心配しておられる、税金でそういう部分をするんだというふうに言われますけれども、ほかの補助金等と同じような考えでもう私はいいんじゃないかというふうに考えます。ぜひその辺御理解をしていただきたいんですが。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。溝口泰章君。

議員（7番 溝口 泰章君） 委員長にお尋ねします。少々重なるところがあるかもしれませんが、請願の要旨は、関係集落に全額返還と一括返済を求めないように請願がなされておりますし、それに対応する部分が、委員会の結論としては、最後の方ですね、公民館建設の費用などに使った集落もあるから、集落で共同に使った部分については返還を免除して、個人に支払った部分についてのみ請求することという、この部分は行政に担保させるということで理解してもよろしいかどうか。そこのところを教えてください。

議長（後藤 憲次君） 委員長、西郡均君。

観光経済常任委員長（西郡 均君） もともと一括返済は求めてなかったみたいなんです。事情を聞いてみると、全額返済は求めたけども一括とは言ってなかったというふうに当局の方も言ってます。その辺は5年間にわたって支給したもんですから、それなりのことを考えて要求はしたんだらうと思いますけれども、そういう点でいえば、請願者は多少誤解している部分もあったんで、気持ちとしては急にそういうことを言われたんで、皆さんもかっとなる部分っていうのが確かにあって裁判まで持ち込みたいというような部分の発言もあったそうです。しかし、全体をまとめる佐藤氏としては、そうじゃなくて、やっぱり一定の、市側の、そういう金額の明示があれば、私も何とか努力して皆さんに説得していきたいというふうにおっしゃってましたので、これを採択して、当局にそこ辺の誠意を、陳謝にかわるそういうものをあらわしてもらって、そして関係者との話を終わらせてもらいたいという意味であります。

議長（後藤 憲次君） ほかに。溝口泰章君。

議員（7番 溝口 泰章君） じゃ、今一括返済だけはよしてくれというか、避けたい旨が伝わったということですが、全額返還に関しましては、一部は返済するんだという気持ちは、これはもう確認とれたということですので、その意味合いで委員会の意見に、個人の支払った部分については請求するということが入っていると理解しますが、それでよろしいでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

観光経済常任委員長（西郡 均君） そうです。

議長（後藤 憲次君） ほかに。小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 委員会の方の審議の中で、今回この問題が上がってきたときに、議会の場でしたか、全員協議会でしたか、由布市だけの問題ではなく、一斉に、先ほど委員長も言われましたけれども、一斉に各地でこういうニュース、問題が起きているということは、単に由布市側だけのチェックミスというよりは制度そのものにも問題があるのではないかというようなことと、それから、もう既に各自治体でそれぞれ工夫して対応をばらばらにしていますが、当初からこういうことは共通して、同じ問題を抱えるところで話し合ったりして、場合によってはこの制度そのものに不備があるとすれば、そこにもその責任があるのではないかというようなことも検討されてはどうかという話が出てたと思うんですが、委員会ではそこら辺のことを審議、確認されたんでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 委員長、西郡均君。

観光経済常任委員長（西郡 均君） 前の定例会のときにそれが委員の方から出されました。そして、委員の中でも知ってる人がいて、制度が始まると同時に内容がわからないままずっと走って行って、そして市の側もそういう関係者集めて説明をしたりいろいろするんだけど、どこ辺までどうすればいいかっていうのわからないまま、後で後で書類整備、申請書等、協定書作成で間に合わせるようにしてつくっていったという経緯があって、毎年毎年きちっと監査も受けるわけですね。にもかかわらず、そういうことは一切指摘されてないし、会計監査も初期のころ入ったにもかかわらず、そのことは全然指摘もされてないという経過も聞きました。明らかに、今小林議員言ったように、制度上のそういうミスが大きなところあると思います。とはいえ、行政の仕事ですから根拠法令やそういう条件に基づいてやられるのをやっぱきちっとチェックするというの当然のことなんで、そういうものがあるからといってチャラにするわけいけないんで、その辺はそれでまたきちっと精査をして、当局の側が精査しなきゃいかんということで、第2期からはそういうことがないように十分そのことはやっていると報告も受けました。

2点目は何ですかね。（「ほかの市町村」と呼ぶ者あり）ほかの市町村のことは、先ほど言いましたように竹田市や豊後大野が直接あって、先行してやっておられたんで、その事情をよく聞いて、そしてやっています。ただ、豊後大野は由布市と同様の今状態のようですね。

以上です。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 討論なしと認めます。

これより請願受理番号34号を採決します。この請願に対する委員長報告は採択です。この請願は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立22名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、請願受理番号34、中山間地域等直接支払交付金過払いに関する請願書については、委員長報告のとおり採択することに決定をいたしました。

以上で請願を終わります。

ここで休憩をいたします。再開は11時にします。

午前10時49分休憩

.....
午前11時00分再開

議長（後藤 憲次君） 再開いたします。

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第3、認定第19号平成17年度由布市一般会計並びに特別会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第19、議案第126号由布市営土地改良事業に要する経費の賦課徴収に関する条例の一部改正についてまでの17件を一括議題とします。

付託いたしました諸議案について、各常任委員会並びに決算特別委員会にそれぞれ議案審議にかかる経過と結果について報告を求めます。

まず、総務常任委員長、生野征平君。

総務常任委員長（生野 征平君） 総務常任委員会の審査の報告をいたします。

日時、平成18年12月18日午前9時30分、場所、庄内庁舎3階会議室であります。

総務常任委員会に付託の議案について審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

事件の番号、議案第145号、件名、由布市職員定数条例の一部改正について、審査の結果、原案可決すべきものと決定。

経過及び理由、消防職員が平成19年度から22年度にかけ、多くの退職者が予定される中で、消防業務に支障を来さないため、由布市職員定数条例の一部を改正するものであります。全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第146号由布市職員の給与に関する条例の一部改正について、審査の結果、原案

可決すべきものと決定。

経過及び理由、人事院勧告による扶養手当の改正及び職員の給料表を行政職給料表に統一することに伴い、公安職給料表を廃止するため、由布市職員の給与に関する条例の一部を改正するものであります。全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案151号平成18年度由布市一般会計補正予算（第5号）について、審査の結果、原案可決すべきものと決定。

経過及び理由、本補正予算は歳入歳出予算の総額にそれぞれ6億588万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ158億2,558万7,000円と定めたものです。

当委員会に付託されました補正予算のうち、歳入予算の主なものとして11款普通交付税の決定により1,534万5,000円の追加、19款繰入金、繰戻しによる1億971万7,000円の減額、20款繰越金確定により4億3,168万円の追加であります。

次に、歳出補正予算の主なものとしては、2款総務費一般管理費で、三役、一般職員の行革に伴うカット分等で6,938万2,000円の減額、企画費でコミュニティーバス試験運行に伴う看板設置や委託料等で1,187万2,000円の追加、9款消防費消防施設費で、消防ポンプ積載車並びに小型動力ポンプ車購入として2,348万7,000円の追加、13款諸支出金基金費で財政調整基金へ3億3,600万円の追加、このうち行革による職員給与カット分総額分4,600万円が含まれております。

以上が主なものとなっております。全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、総務常任委員会に付託されました3議案の報告を終わります。

議長（後藤 憲次君） 次に、文教厚生常任委員長、溝口泰章君。

文教厚生常任委員長（溝口 泰章君） 続きまして、本委員会に付託の議案8件に関しまして審査の結果を御報告申し上げます。

会議規則第103条の規定により報告申し上げます。

審議の状況、日程につきましては、お手元に配付のとおり、18、20の両日、出席は本委員会全員でございます。

まず最初に、議案第143号由布市挟間高齢者等就業支援センター条例の制定についてでございます。審査の結果は原案可決すべきと決定しました。

経過及び理由につきましては、指定管理者による管理を可能にするための条例の整備です。審議の結果、原案可決すべきと決定しました。ただし、就業支援センターとシルバー人材センターとの間に機構や機能の明確な分担がなされていません。峻別すべきを峻別して、指定管理移行後の混乱を生じないようにすべきであるとの意見を付しておきます。

続きまして、議案第144号由布市陣屋の村歴史民俗資料館条例の制定についてでございますが、審査の結果は継続審査すべきものと決定しました。

その経過理由でございますが、陣屋の村自然活用施設のうち、歴史資料館を移管し、別途歴史民俗資料館として条例制定するものです。しかし、現在既に指定管理者が管理運営する土地の中に歴史資料館は建てられており、一つは、そもそも農業施設として設置された施設の一部を教育委員会が管理運営している経緯が不透明でございます。2つに、指定管理者との間に駐車場の利用、電気・水道の共用に関する協定書等での明文化がなされておられません。3つとして、条例と管理規定の錯綜が見られております。4つ目として、陣屋の村の他施設とは休館日の設定が異なり、来館者に混乱を招くおそれがあるなど、本条例制定は明確にすべき点がまだあり、精査の必要を認めます。よって、本議案は継続審査すべきと決しました。

続きまして、議案第149号大分県後期高齢者医療広域連合の設置についてでございますが、審査の結果、原案可決すべきものと決定しました。

その経過及び理由ですが、平成19年2月1日から大分市ほか17市町村と後期高齢者医療に関する事務の一部を共同処理するため、大分県後期高齢者医療広域連合を設置するものです。審議の結果、原案可決すべきと決定しました。

続きまして、議案第151号平成18年度由布市一般会計補正予算（第5号）についてでございますが、審査の結果は原案可決すべきものと決定しました。

その経過及び理由は、本委員会にかかる主なものは、3款民生費で新規事業として地域介護・福祉空間整備等補助金6,500万円、地域支え合い事業補助金増額の780万円、知的障害者施設訓練等支援費減額1,500万円、国保特別会計への繰り出し金5,924万2,000円増額及び介護保険特別会計への繰り出し金1,763万3,000円増額、4款衛生費で高齢者インフルエンザ予防接種482万4,000円の増額などであります。審議の結果、原案可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第152号平成18年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてですが、審査の結果、原案可決すべきと決定しました。

その経過及び理由は、今回の補正額は3億1,531万2,000円で、歳入歳出予算の総額が37億8,344万6,000円であります。今回の補正については、繰越金の確定、拠出金の支出確定及び療養諸費等の支出増に伴うものであり、審議の結果、原案可決すべきと決定しました。

続きまして、議案第153号平成18年度由布市老人保健特別会計補正予算（第2号）についてですが、審査の結果、原案可決すべきと決定しました。

その経過及び理由は、今回の補正額は447万5,000円で、歳入歳出の総額は48億9,789万8,000円あります。今回の補正については、一般会計繰入金の精算に関するも

のです。審議の結果、原案可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第154号平成18年度由布市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてですが、審査の結果は原案可決すべきものと決定です。

その経過及び理由は、今回の補正額は2億1,836万1,000円で、歳入歳出の総額は29億7,814万1,000円であります。今回の補正については、繰越金の確定、給付費等支出の増減及び地域支援事業の確定に伴う組み替えが主なものです。審議の結果、原案可決すべきと決定しました。

続きまして、議案第156号平成18年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてですが、審査の結果、原案可決すべきと決定しました。

その経過及び理由は、今回の補正額は185万1,000円で、歳入歳出の総額を1億1,436万3,000円とするものです。今回の補正は、維持管理に伴う修繕費、以降、1行削除をお願いいたしたいと思えます。修繕費ですと。実際、ここには繰り入れと書いてますが、繰り越しになりますので、ここを削除をお願いいたします。修繕費です。審議の結果、原案可決すべきものと決定いたしました。

なお、この農業集落排水事業特別会計につきましては、その性格と実態をかんがみるとき、以前も申し上げたんですが、所管の現課及び議会の常任委員会の変更が妥当であるという委員会の意見が出ております。関係する部局また議運での検討を求めておきます。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査の結果の報告を終わります。

議長（後藤 憲次君） 次に、建設水道常任委員長、佐藤正君。

建設水道常任委員長（佐藤 正君） 建設常任委員会でございます。本委員会に付託された議案5件の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告をいたします。

審査状況でございますが、日程が平成18年12月18日、19日の2日間、審議者は藤柴議員を除く、以上の議員でございます。現地調査は、平成18年12月の18日に、の議案第150号二級河川（津房川）の指定の変更について、以上確認をいたしました。なお、記載しておりませんが、塚原簡水の水源地もあわせて視察をいたしました。委員会でございますが、第3委員会室におきまして、担当課は建設課、水道課、契約管理課でございます。

議案第148号市道路線の認定について。審査の結果でございますが、原案可決すべきものと決定をいたしました。

経過及び理由につきましては、路線名川北2号線、由布市湯布院町川北1083番1地先から、湯布院町川北1110番3地先までの総延長230メートルを新たな市道路線に認定するものであります。審議の結果、原案可決とします。

議案第150号二級河川（津房川）の指定の変更について。審査の結果、原案可決すべきものと決定いたしました。

経過及び理由でございますが、現二級河川津房川の起点を上流へ2,470メートル変更し、今後も二級河川として県に管理をお願いするためのものであります。現地確認を行い、原案可決とします。

議案第151号平成18年度由布市一般会計補正予算（第5号）について。審査の結果は原案可決すべきものと決定いたしました。

経過及び理由につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億588万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ158億2,558万7,000円と定めるものです。

当委員会に関する案件について、各担当課より詳細な説明を受けました。

歳出の主なものとして、8款土木総務費15節工事請負費2,000万円については、挟間700万円、庄内600万円、湯布院700万円の道路維持費の増額をするもので、道路新設改良費13節委託料測量設計減額の1,336万円については、南部バイパス線減額130万円、向原別府線減額の476万円、字南畑田線減額の500万円であり、新規として前徳野岳本線の600万円。登記事務で減額の1,080万円については、山本線減額の300万円、室小野線減額の300万円、富線減額の240万円、字南畑田線減額の240万円、立木伐採で向原別府線減額の100万円等で、入札減及び工期等による減額であり、15節工事請負費減額の3,195万円については、別府向原線450万円、若杉線外1、2、327万5,000円の増、日出生台塚原線減額の5,942万5,000円で、差引減額の3,195万円によるもので、要因といたしまして、防衛庁補助事業で18年度内示額の8割は国の国債発行によるものであります。慎重審議の結果、原案可決としました。

議案第155号平成18年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について。審査の結果は原案可決すべきものと決定いたしました。

経過及び理由につきましては、歳入歳出それぞれ119万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億2,535万3,000円と定めるものです。

歳出では、湯布院水道係職員の1名増に伴う人件費及び法定福利費と給与改定に伴うものであり、1,056万5,000円の増額となっていること。また、災害復旧による湯平の平原橋かけかえに伴う水道管布設がえ実施設計委託料150万円の増額、工事請負費として、県道東山庄内線改良工事の遅延による減額、市道富線水道管新設工事の追加、湯布院塚原地区の県道改良工事に伴う防火水槽の解体による消火栓2カ所の設置増で1,088万6,000円の減額が主なものであります。

その財源の収入として、一般会計繰入金 10 万 7,000 円の減額及び県よりの消火栓設置工事補償金 130 万円であり、慎重審議の結果、原案可決といたしました。

議案第 157 号平成 18 年度由布市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第 1 号）について。審査の結果は原案可決すべきものと決定いたしました。

経過及び理由につきましては、歳入合計 399 万 2,000 円とするものであります。担当課より詳細な説明を受け、審議の結果、原案可決といたします。

以上で報告を終わります。

議長（後藤 憲次君） 次に、観光経済常任委員長、西郡均君。

観光経済常任委員長（西郡 均君） 観光経済常任委員会の審査結果を報告いたします。

当委員会は、18日、20日の両日、委員全員出席のもと、第1委員会室で審査を行いました。また、現地調査については、6款3項水産業費の工事請負費178万円の件について、大分川管理棟を18日、調査をいたしました。

それでは、具体的に述べます。

議案第126号、9月の継続審査の分なんですけども、由布市土地改良事業に要する経費の賦課徴収に関する条例の一部改正について。審査の結果は、原案を否決すべきものと決定いたしました。

土地改良事業に要する経費の一部を受益者から賦課徴収するにしても、従来の15%を一挙に30%に引き上げるためには、関係住民の理解と納得のできる根拠が示さなければならないと。しかし、国や県、それに由布市の財政が厳しいからといって、そのまま負担を住民に転嫁することは乱暴過ぎると。もっと慎重に住民合意を形成できる手順を踏むべきと考えて、当委員会は9月に継続審査にしていました。今回、農政課から資料の提出を求め、説明をお聞きしても、市の負担をゼロにして、その分を関係者に負担させただけのことです。さらに、当面必要としている地域は、中山間地支払い交付金を受けている集落ということなので、要するに負担能力のあるところのことなので、一般農家の理解はまずもって得られないということ。さらに、他の負担金条例との整合性など検討すべき課題もあるので、今回の条例改正は時期尚早ということで、原案を否決すべきものと賛成多数で決定いたしました。なお、原案を可決すべきという少数意見もあったことを申し添えておきます。

次に、議案第147号由布市陣屋の村自然活用施設条例の一部改正について。審査の結果は原案を可決すべきものと決定いたしました。

当委員会は、指定管理の前に解決しておかなければならなかった本条例の一部改正について、総合調整能力のないことが露見したものであります。担当課任せではこんなことがたびたび起きると。条例の一言一句をチェックする法制担当を早急に設置すること。また、駐車場やトイレの

使用、不測の事態の対応など、陣屋の村指定管理者との間で解決しなければならない課題も多くあります。条例だけでなく、総合調整について早急に検討し、市民の利用に不便を来さないように取り組むことをお願いし、賛成多数で原案を可決すべきものと決定いたしました。なお、解決しなければならない課題等の見通しがたった段階で条例改正をすべきとの反対意見もあったことを申し添えておきます。

次に、議案第151号平成18年度由布市一般会計補正予算（第5号）について。

当委員会には、補正予算で歳入のそれぞれのものが上げられてます。特に、13款分担金負担金の農林水産業費分担金790万3,000円の、次の負担金636万2,000円については、下の方で6款農業水産業費の歳出の部分で、4目畜産業費1,037万円のうち636万2,000円の草地林地一体化利用総合整備事業補助金と一緒にあります。どういうことかという、塚原の地元分担金の追加分を振興公社に補助金として出すんですが、この中には497万9,000円という市費負担分が含まれております。結局、前の126号と同じなんですけども、市の負担をゼロにして受益者に全額を負担させるという内容なんですけども、関係者、受益者が承諾のもとでこれをやったということを確認いたしました。

同時に、先ほど現地調査をしたという川の駅について申し添えますけども、工事費178万円については、見張り台そのものが不要なので、これを改修工事じゃなくて、もう撤去して、その分雨漏り等を防ぐ屋根をつけるようにして、この予算の、かなり減額できるんじゃないかというふうに思います。ただ、大分川の管理棟または川の駅の名称を引き続き使って、このように水産業費で処理していることなど、取り下げた議案第142号との整合性がない。とりあえず現場を切り抜けるのではなく、改めるときは全面的に改めるということが欠けているということなどを確認し、当局にその辺を十分、慎重にこれから議案提案するようにお願いして、原案を可決すべきものと決定をいたしました。

以上であります。

議長（後藤 憲次君） 次に、決算特別委員会委員長、久保博義君。

決算特別委員長（久保 博義君） それでは、決算特別委員会の審査結果について御報告をさせていただきますと思います。

本特別委員会に付託されました認定第19号について審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則103条の規定により報告いたします。

事件の番号、認定第19号、件名、平成17年度由布市一般会計並びに特別会計歳入歳出決算の認定について。決算認定項目でございますけども、平成17年度由布市一般会計歳入歳出決算、歳入総額95億1,952万1,874円、歳出総額89億647万286円、歳入歳出差引額6億1,305万1,588円、実質収支額5億8,168万588円の認定。

平成17年度由布市国民健康保険特別会計歳入歳出決算、歳入総額20億8,031万5,244円、歳出総額18億1,043万5,826円、歳入歳出差引額2億6,987万9,418円、実質収支額2億6,987万9,418円の認定。

平成17年度由布市老人保健特別会計歳入歳出決算、歳入総額25億8,799万7,898円、歳出総額26億2,637万9,120円、歳入歳出差引額マイナスの3,838万1,222円、実質収支額3,838万1,222円の認定。

平成17年度由布市介護保険特別会計歳入歳出決算、歳入総額15億6,624万1,426円、歳出総額14億8,962万7,247円、歳入歳出差引額7,661万4,179円、実質収支額7,661万4,179円の認定。

平成17年度由布市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算、歳入総額2億6,158万4,490円、歳出総額2億3,463万9,633円、歳入歳出差引額2,694万4,857円、実質収支額2,694万4,857円の認定。

平成17年度由布市公共水道事業特別会計歳入歳出決算、歳入総額949万3,583円、歳出総額772万4,870円、歳入歳出差引額176万8,713円、実質収支額176万8,713円の認定。

平成17年度由布市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算、歳入総額6,658万8,380円、歳出総額6,273万2,317円、歳入歳出差引額385万6,063円、実質収支額385万6,063円の認定。

平成17年度由布市久住飯田南部区域広域農業開発事業特別会計歳入歳出決算、歳入総額3,222万5,442円、歳出総額3,222万5,442円、歳入歳出差引額、実質収支額ゼロ円の認定。

平成17年度由布市健康温泉館事業特別会計歳入歳出決算、歳入総額8,763万4,253円、歳出総額8,763万4,253円、歳入歳出差引額、実質収支額ゼロ円の認定。

平成17年度由布市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算、歳入総額212万5,892円、歳出総額212万3,547円、歳入歳出差引額2,345円、実質収支額2,345円の認定。

財産に関する調書について、公有財産及び物品並びに基金調書を認定するものです。

審査の結果、原案を下記意見を付して認定すべきものと決定いたしました。

経過及び理由でございますけども、審査状況、開催日が12月14日、15日の2日間、審議者、議長を除く全議員、欠席者1名でございます。議長はオブザーバーで出席いただいております。出席者は代表監査委員、担当部課長、審査場所は議場で行いました。

審議経過でございますけども、12月14日、平成17年度由布市一般会計歳入歳出決算及び平成17年度由布市国民健康保険特別会計歳入歳出決算外8特別会計並びに財産に関する調書の

詳細説明を受けました。その後、決算審査意見書の質疑及び旧特別会計歳入歳出決算の質疑並びに財産に関する調書の質疑を行いました。12月15日、平成17年度由布市一般会計歳入歳出決算の質疑を行いました。

この2日間で出されました主な意見といたしまして、款、款の相互振りかえ 流用ですけども、は地方自治法に違反しており違法である。公共下水道事業の継続、廃止の結論は19年度中に出す予定となっておりますが、どちらになっても多大な財源が必要であり、慎重に対応すること。滞納整理について管理職の徴収体制を図ること。予算不用額の大きいものは3月議会で補正処理すること。予算執行についてチェック機能体制の確立を図ること。選挙用看板設置箇所について検討すること。主要施策成果説明書と決算書金額の相違について整合を図ること。基金からの繰り出し金を一般会計繰入金に繰り入れるべきところ、諸収入に繰り入れられており、不適切な事務処理であること。予算書の目、節については、事業などが理解しやすいように改善することなどの意見がありました。

意見のまとめといたしまして、平成17年度由布市一般会計及び特別会計決算審査意見書で付された意見や指摘事項、また当決算特別委員会で出された意見を真摯に受けとめ善処すること。特に、今回の決算認定の金額には直接影響はないものの、事務処理が不適切な箇所があり、法律違反箇所もあります。当然あってはならないことであり、今後このようなミスが二度と起こらないように猛省し、改善することの意見を付して、賛成多数で認定することを決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（後藤 憲次君） 以上で各委員会の委員長報告が終わりました。

これより各議案の審議に入ります。

まず、日程第3、認定第19号平成17年度由布市一般会計並びに特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。 質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論の通告がありますので、発言を許します。原案に反対者の発言を許します。まず、8番、西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 2005年度由布市一般会計並びに特別会計歳入歳出決算の認定について反対の討論をいたします。

今、特別委員長から報告がありましたように、その意見の中でも触れております。決算整理事務のずさんさが随所に見られると。予算書の作成にも共通することですが、内部のチェック機能がほとんどないと。もう言いわけは効かないんですね。旧3町のやり方が違うとか、パソコンの不具合のせいにするとか、まこと見苦しい。チェックする責任者が明確でないのと点検用

人がいないということなんですね。ただ部長、課長が謝って済まされることではない。さらに監査委員も地方債の調書に至っては、あれ間違っていましたちゅうことが当局から出されるし、本当に、監査委員がここに指摘してるように、関係諸調書と照合して計数に誤りのないことを確認したのかどうか、それさえも疑ってしまいます。とりわけ意見の最初にある款の相互振りかえ、人件費、地方自治法に違反しており違法であるという、そういうことが平気でなされたということにちょっと驚きを通り越して、財産調書についても、これも監査は参考にしたと言いますが、財産のことですから最終的なチェックはきちっとしなきゃならん。にもかかわらず、委員会で数字の差しかえを行いました。さらに、歳出で出資金の支出があるにもかかわらず、出資金調書では年度途中の増減ゼロ、もう簡単にわかることなんですけども、これも結果的には歳出の補助金の節で処理すべきものを出資金で処理したというミスであります。特別委員長も触れてますけども、基金の繰り出し金を基金繰入金に、一般会計に入ってないんですね。何とそれが諸収入で入れられてたなどなど、不適切な処理というものが随所に見られるんですね。

2つ目は、今度の決算の中で、総務費の中に訴訟費用、防災無線のことだということに説明がありました。もう、きのうの判決を聞いていっても情けないでしょうがないんですね。湯布院町と庄内町には顧問弁護士がついておって、その弁護士の指導にもよるんでしょうけれども、正系すべき相手方の沖電気と一緒に住民と談合がなかったなどという争いを市当局がやると。全国に共同通信が配信したみたいなんですけども、こんなぶざまなことを全国に明らかにして、もう由布市の、何ていうんですかね、恥ずかしいこの上ないですね。もうこれ以上、顧問弁護士がどういう指導をするかわかりませんが、市長としてはやっぱりきちっと判決に基づいて沖電気に示された金額、私はそれ以上請求していいと思うんですけども、請求し、企業とのそういうタッグをすぐやめて請求されることを望みます。同時に、非常に残念なことは、沖電気を補佐人にしたために彼にも控訴権ができたんですね。だから、請求を、今裁判中ですからできませんなどという口実を与えることにもなってしまったんです。以上のことを十分やっぱ考慮されて、今後の対応を決めてほしいというふうに思います。

3つ目に指摘したいことは、いまだに同和行政に執着する運動団体に、一部の幹部と思われるんですけども、金脈を通じとって同和予算を執行している向きがあると。これに対しては、もう既に同対法も関係法律も切れて、そして人権問題、一般の中の一つとして取り上げるならともかく、説明の中でも、さも今でも同和問題が特別な問題でもあるかのように総務部長あたりが説明するというようなこと、いまだに行われてる。情けなくてしょうがないです。関係する補助金や事業費等は早急に打ち切って、いろいろ言われぬような出発をしてほしいというふうに思います。

特別会計の中で国保について2点ほど指摘しておきます。

一つは、合併前、直前に大分郡1人当たり6万円の保険料だったものを挟間だけ2万円大幅な値上げをして、由布市においても、ことし、来年、再来年と3年かけて大幅な値上げをする予定だったんですけども、結果的に初年度で2億6,000万円の黒字となって、値上げは撤回、再来年制度が変わることもあって来年調整するようになりました。

いま一つは、基金の取り崩しについては、監査委員も言いましたけれども、取り崩す必要なかったと。組み替えで十分できてたし、決算で剰余金が出たのであれば、戻し入れる措置をすべきだったというふうに監査委員自身も述べました。そういうことについて、担当課はもちろん気がつかないにしても、その上に助役、市長、全部に目を走らせる総務部長等、財政担当もおるわけですから、そこら辺の適切な指導はできてなかったのが非常に残念に思われます。

以上の点を考えて、この決算は認定すべきでないと思います。反対討論といたします。
議長（後藤 憲次君） 賛成討論はありませんか。次に、原案に反対者の発言を許します。1番、小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） この決算認定に反対をします。

今、8番議員はいろいろ理由を言われましたけれども、私が一番反対する唯一の理由は、先ほど委員長の報告にもありましたけれども、今回の給与の支払いに法律違反があったと、自治法違反があったということです。これは監査委員からの指摘も受けています。

このことについて陳謝は執行部側からされましたけれども、そもそもこの決算認定議案の意味というものを考えたときには、これはどうしても認定することはできないというふうに思います。決算認定というのは、決算を認定しないからといって決算をやり直せと言ってるわけではありません。御存じのとおりだと思いますけれども、決算認定する制度の意義というのは、この予算執行者である市町村長や、あるいは会計処理責任者が慎重にそれをしたかどうかを議会が認めるか認めないかという意味です。その認定するかしないかの権限を議会として持たされているということは、議会がこの決算に対して責任を持つということだと思います。

特別委員長の報告によりますと、あってはならないことであり、二度と起こらないように猛省し、改善することの意見を付してというふうにあります。幾ら意見を付しても認定は認定だと思えます。こういう法律違反をしたことを議会が結果として認定してしまえば、要は議会もこういう法律違反を認めるということになってしまわないかと思えます。こういうことは絶対に許してはいけないということのために、私は議会は認定すべきではないと思います。逆に言えば、もしこれを、幾ら意見をつけても、認定してしまったら、悪く言えば、議会は法律違反をしたって、由布市の議会は認めてしまうんだというふうにもなりかねません。

繰り返しますけれども、これを認定しないからといって決算をやり直せというのではなく、こういうことをしてはいけませんよと、こういうことをしたら議会は認めないんですよということ

をきちんとって、それを今後の反省にさせていただくためにも、こういうことだけは認定できないと思ひまして、この議案には反対いたします。

議長（後藤 憲次君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） これで討論を終わります。

これより認定第19号を採決します。本案に対する委員長報告は認定です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立21名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、認定第19号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

ここで休憩をいたします。再開は13時、午後13時に再開をします。

午前11時50分休憩

午後1時00分再開

議長（後藤 憲次君） 再開いたします。

次に、日程第4、議案第143号由布市挾間高齢者等就業支援センター条例の制定についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。 ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） これで質疑を終わります。

討論を省略し、議案第143号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第144号由布市陣屋の村歴史民俗資料館条例の制定についてを議題とします。

本案に対する委員長報告は継続審査です。本案は委員長報告のとおり継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 異議なしと認めます。よって、議案第144号は委員長報告のとおり継続審査とすることに決定をいたしました。

次に、日程第6、議案第145号由布市職員定数条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより議案第145号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第146号由布市職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論の通告がありますので発言を許します。原案に反対者の発言を許します。西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 職員の給与に関する条例の一部改正については、警察、消防などの職員の給料表を公安職とするにはそれなりの理由があります。それを無視して行政職に変更するのは間違っているというふうに思います。さらに、消防職員や消防署の装備は、消防力の基準に基づいて交付税措置されており、これを引き下げて運用すること自体、犠牲を職員と住民に押しつけるものであります。

以上の点から反対をいたします。

議長（後藤 憲次君） 賛成討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） これで討論を終わります。

これより議案第146号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立23名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第147号由布市陣屋の村自然活用施設条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。1番、小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 観光経済委員会に質疑をいたします。

この147号の条例改正につきましては、先ほど144号、継続審査になったものとの関係があると思うんですが、144号が継続審査ということになりましたが、この147号の条例改正をしてしまうと、条例上、行政財産であるにもかかわらず、設置条例そのものがなくなってしまう。そういう意味で144号の審議と、この147号との審議は関連が非常にあったと思うん

ですが、観光経済委員会としては文教厚生委員会の審議内容や結果をどのように受けて審議をされていたのか、そこら辺の調整をされなかったのかお伺いしたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

観光経済常任委員長（西郡 均君） 文教の委員長からは連絡があって、むしろその件を話し合うべきだったんですけども、うちは可決しますと言ったまま、そこで途絶えてしまいました。大変申しわけなく思います。

議長（後藤 憲次君） ほかに。2番、高橋義孝君。

議員（2番 高橋 義孝君） 2番、高橋です。観光経済常任委員長に御質問いたします。

今のと関連するんですけども、そもそも農業用施設として陣屋の村に設置されたものが、管理運営に関しては教育委員会で予算執行してやられてたっていう矛盾点があったと思うんですが、その辺の経緯はやはり委員会の方で審査の中でしっかりと議論されて、委員長報告の中身を見ると、これは可決の条文なのかなと思うぐらい、全部ほとんどこれ読むと否決の結果になってるのになぜ可決になったのかなという、それもちょっと疑問点がありますので、その辺の経緯をしっかりと調査されたのか。反対意見もあたっていう、その辺の反対意見がどのような反対意見だったのか、その辺の経緯をちょっとお伺いしたいというふうに思います。

議長（後藤 憲次君） 委員長、西郡均君。

観光経済常任委員長（西郡 均君） 高橋議員が指摘するようなことをそのまま、その反対する委員の方が最後まで言っていました。しかし、委員会として採決してみたら可決ということ、賛成多数だったのでそういうふうにしてしまったわけです。はい、済みません。

議長（後藤 憲次君） 高橋義孝君。

議員（2番 高橋 義孝君） そういうことに非常に厳しい委員長がそういった判断をされたのが、もう私としては非常に残念でなりません。わかりました。そういった経緯で可決ということなんですけども、どうしても144号と非常に整合性がとれないということだけ指摘をさせていただいておきます。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 討論なしと認めます。

これより議案第147号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立10名〕

議長（後藤 憲次君） 起立少数であります。よって、本案は否決されました。

次に、日程第9、議案第148号市道路線の認定についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

これより議案第148号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第149号大分県後期高齢者医療広域連合の設置についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより議案第149号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第150号二級河川（津房川）の指定の変更についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより議案第150号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第151号平成18年度由布市一般会計補正予算（第5号）についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、議案第151号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第152号平成18年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、議案第152号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第14、議案第153号平成18年度由布市老人保健特別会計補正予算（第2号）についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより議案第153号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第15、議案第154号平成18年度由布市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、議案第154号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第16、議案第155号平成18年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、議案第155号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第17、議案第156号平成18年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

これより討論を省略し、議案第156号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第18、議案第157号平成18年度由布市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、議案第157号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。

次に、日程第19、議案第126号由布市営土地改良事業に要する経費の賦課徴収に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本件については、去る9月25日の平成18年第3回由布市議会定例会最終日の本会議において、観光経済委員会より閉会中の継続審査として申し出がありました案件であり、先ほど委員長より審査の経過と結果について報告がありました。

それでは、この報告のありました議案第126号由布市営土地改良事業に要する経費の賦課徴収に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより議案第126号を採決します。本案に対する委員長報告は否決でありますので、原案について採決をいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立2名〕

議長（後藤 憲次君） 起立少数であります。よって、本案は否決されました。

ここで休憩をいたします。再開は25分に再開します。

午後1時15分休憩

午後1時25分再開

議長（後藤 憲次君） 再開します。

追加日程第1．発議第7号

追加日程第2．発議第8号

追加日程第3．発議第9号

追加日程第4．発議第10号

追加日程第5．閉会中の継続審査・調査申出書

議長（後藤 憲次君） お諮りします。本日、議員発議案として発議第7号から発議第10号までの4件並びに各委員から閉会中の継続審査・調査申出書が提出されております。ついては、この5件を本日の日程に追加し、追加日程第1から第5として議題にいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 異議なしと認めます。よって、議員発議案4件、閉会中の継続審査・調査申出書の5件を追加日程第1から第5とし、議題とすることに決定をいたしました。

日程第1、発議第7号「最低保障年金制度」の創設を求める意見書、日程第2、発議第8号医療制度の改正を求める意見書、日程第3、発議第9号障害者自立支援法の見直しを求める意見書、日程第4、発議第10号就学前までの乳幼児医療費助成制度に関する意見書の4件については、提出者が同一のため、一括上程します。

提出者に提案理由の説明を求めます。7番、溝口泰章君。

議員（7番 溝口 泰章君） 7番、溝口。意見書についての御報告を申し上げます。

発議第7号から述べさせていただきます。発議第7号「最低保障年金制度」の創設を求める意見書。提案理由は、すべての国民が安心して暮らせる年金制度が求められるためでございます。内容に関しましてはお手元に配付のとおりでございます。

続きまして、発議第8号医療制度の改正を求める意見書。提案理由は、すべての国民だれでも安心して医療サービスを受けられるようにするためでございます。内容に関しては、同じくお手元に配付のとおりでございます。

続きまして、発議第9号障害者自立支援法の見直しを求める意見書。提案理由は、障害者を本当に支援できる制度にするためでございます。内容に関しましては、お手元の資料のとおりでござ

ざいます。

続きまして、発議第10号就学前までの乳幼児医療費助成制度に関する意見書。提案理由は、「少子化対策」や「子育て支援」の施策の充実のためでございます。文書内容については、お手元の資料のとおりでございます。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより審議に入ります。

まず、追加日程第1、発議第7号「最低保障年金制度」の創設を求める意見書を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより発議第7号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、追加日程第2、発議第8号医療制度の改正を求める意見書を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、発議第8号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、追加日程第3、発議第9号障害者自立支援法の見直しを求める意見書を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、発議第9号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、追加日程第4、発議第10号就学前までの乳幼児医療費助成制度に関する意見書を議題

として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、発議第10号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、追加日程第5、閉会中の継続審査・調査申し出の件を議題とします。

お手元に配付しておりますように、各委員会の委員長から会議規則第104条の規定により、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定をいたしました。

・

議長（後藤 憲次君） 以上で、今期定例会の議事日程はすべて終了しました。よって、本定例会は本日で閉会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 異議なしと認めます。よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。平成18年第4回由布市議会定例会を閉会いたします。

・

議長（後藤 憲次君） 市長あいさつ。

市長（首藤 奉文君） 第4回定例会の閉会に当たりまして、一言お礼のごあいさつを申し上げます。

議員皆様方には、12月5日の開会日から本日まで18日間、平成17年度の歳入歳出決算を初め、16件の上程議案を慎重に御審議をいただきました。そしてまた、承認と可決をいただきましたが、議案第142号の由布市農業交流センター条例の制定につきましては、執行部の不手際によりまして、本日取り下げの議案を提案することになりました。今回の議案取り下げを教訓にいたしまして、今後議案上程に対しましては、さらに慎重を期してまいる考えでございますので、今後とも御理解のほどお願いしたいと思います。

また、議案第144号由布市陣屋の村歴史民俗資料館条例の制定につきましては、継続審議ということでございますが、引き続き慎重な審議をお願い申し上げたいと思います。

また、147号議案由布市陣屋の村自然活用施設条例の一部改正についてと、第3回定例会におきまして継続審議となっておりました議案第126号由布市営土地改良事業に要する経費の賦課徴収に関する条例の一部改正につきましては、不承認となりましたが、今後十分検討をし、また検討課題として再検討させていただきたいと考えております。

さて、各常任委員長さん並びに決算特別委員会の委員長さんから報告のありました指摘事項、また委員各位から指摘されました事項につきましては、これを真摯に受けとめまして改善に向け、鋭意努力してまいりたいと考えております。

最後に、今年も残り余すところ9日になりました。今議会を病気で欠席されました藤柴議員さんも快方に向かっておりまして、来週には退院できるというお話も伺っておりますが、議員の皆様方にはくれぐれも健康に御留意をされまして、御家族おそろいで輝かしい新年をお迎えになれますよう心から御祈念申し上げまして、お礼のごあいさつにさせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（後藤 憲次君） 議長より一言お礼のごあいさつを申し上げます。

12月5日より本日までの18日間、今期定例会における議事運営に御協力を賜り、まことにありがとうございました。認定1件、議案16件、請願14件のすべての議案を、議員各位の終始極めて真剣な御審議をいただき、まことにありがとうございます。議案の提出に当たっては、今後縦横の連絡を緊密にし、その内容を十分検討した後に提案していただきたいというふうに思います。

また、今期定例会を通して議員各位から述べられました一般質問あるいは議案質疑などの意見、要望につきましては、今後十分行政に反映させていただきますことを望みます。

合併して1年3カ月です。職場に慣れない、あるいは仕事に慣れないということは通用しません。さきに出された行財政改革に沿って、団結して頑張っていきましょう。

議員各位には、年末年始を御家族とともに健やかに過ごしいただきますようお願い申し上げます。閉会に当たりまして御礼のごあいさつといたします。ありがとうございました。

議員各位は全員協議会室に集まってください。

午後1時35分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員